

議 事 録

会 議 名	平成28年 第3回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成28年3月23日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 東分庁舎第3会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進 会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄 2番 佐藤 晃 3番 大久保泰明 4番 市川澄雄 7番 吉田勝己		合計7名
欠席委員	5番 金子幸一		
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹 主査：原田智香 主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第2 農業経営基盤強化推進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について 日程 第5 下限面積（別段の面積）の設定について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成28年第3回定例総会を開会いたします。 欠席委員は5番金子委員1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人に、3番大久保委員と4番市川委員を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第4条の規定による許可申請について議案番号12号、13号が関連する案件であることから一括して上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号12、13号を朗読）（説明） 申請農地2件は位置図にありますとおり、田端の農業振興地域にあります農用地以外の農地です。当案件は資材置場・駐車場として土地を探していたそれぞれの事業者へ、個人事業主である所有者が資材置場・駐車場へ転用し、賃貸借契約を結ぶということで許可申請に至りました。議案番号12号、資材置場の賃借人は土木業を営み、規模拡大のため事業所付近に新たに資材を置く場所が必要となりました。議案番号13号、駐車場の賃借人は、12号賃借人から業務を受託している土木業者で、業務拡大に伴い新車トラックを購入するにあたり、現在所有しているトラック15台をこちらに駐車するとのこと。隣接地で効率的に業務が行えることから、選定の理由も明らかで、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準は、申請地が高速自動車道等の出入り口から300メートル以内であることから第3種農地にあたり、隣接農地はなく影響はないと認められるため、問題はないと考えます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1 番：資材置場等が不足し、場所も事業所等に近いため当該地となった。防除等もしっかりしていることから問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>3 番：地目は田のようだが、現況はどのような状態か。</p> <p>1 番：現況は畑です。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号12号、13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>		

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号12号、13号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します。

会 長：次に日程第2農業経営基盤強化推進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号14号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号14号を朗読)(説明)
当案件は、小動の農用地で現況は田です。借り手は付近に所有する田を耕作しており、貸し手の先代のころから耕作を依頼され現在に至っています。貸し手が療養中であり今後も耕作が困難な状況であることから、今回の利用権設定に至りました。借り手は家族3人で耕作しており大型機械も多種多数所有し、問題はないと思われま。

会 長：続いて地区担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：3月17日事務局とで現地調査に行ってきました。今回の利用権を設定する土地は、小動土地改良区にあります。寒川広域リサイクルセンターの西側の1筆で、区画の良い水田です。調査の当日は既に作付け準備として、1回目の耕耘を終えていました。借り手は以前、酪農をされていましたが、現在は稲作を中心に熱心に営農を続けられています。以前から借り手が田として耕作しており問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号14号は原案のとおり決定通知書を寒川町長に送付します。次に日程第3、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号26号の1件、日程第4、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号27号から33号の7件、以上一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号26号～33号を朗読)(説明)
いずれも添付書類も含め完備していましたので、事務局専決により書類を受理しました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

2 番：報告番号28号、現在は宅地ですが、地目だけが畑だったということですか。

事務局：はい、地目だけ畑となっていました。

6 番：報告番号29号、33号では幼稚園ができるのか。

事務局：近くにある幼児園がグラウンドとして使用するとのこと。

会 長：よろしいでしょうか。他に発言がないようですので届出の報告事項については了承されたこととします。次に日程第5、下限面積(別段の面積)の設定について、議案番号15号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号15号を朗読)(説明)
毎年のことですが、当案件につきましては、ここで年度が替わりますので、改めてご審議をお願いするものです。参考資料として2010農林業センサスから抜粋して作成しました10アールきざみの総農家数の表と隣接市の下限面積一覧表を添付しています。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

6 番：10から30アールの農家数に相続分も含まれているのか。

	<p>事務局：相続分は含んでいない総農家数です。</p> <p>6 番：町内の1号遊休農地比率が1.0%となっているが、10から30アールの農家数141件の1.0%か。</p> <p>事務局：全体の1.0%です。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号15号について、原案のとおりのとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号15号は原案のとおり決定しました。事務局で手続きを進めてください。最後に、その他として平成29年度県農林業施策並びに予算に関する要望について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局：前回の総会后、税制改正要望、県農林業施策並びに予算に関する要望を、別添のとおり作成しました。ここでご承認いただければ税制改正は農業会議へ、県農林業施策並びに予算に関する要望については湘南地区農業委員会連合会に報告します。よろしくご審議をお願いします。</p> <p>会 長：ありがとうございました。ただいま説明がありました案件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：それでは、この案件は承認するということでよろしいでしょうか。</p> <p>会 長：異議なしとのことですので、事務局の方で手続きを進めてください。</p> <p>会 長：では、以上をもって平成28年第3回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成28年第3回定例総会議案及び位置図

議事録署名人（3番） 大久保泰明 議事録署名人（4番） 市川 澄雄

本議事録は、平成28年4月25日、承認・署名を得て確定しました。